

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、 事業活動に支障が生じた中小企業者等に対する金融支援について

県では、令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波により、事業活動に支障が生じた県内中小企業者等の資金繰りを支援するため、県制度融資の「災害復旧対策資金（一般枠）」の取扱いを8月1日付けで開始しました。

1 資金概要

(1) 資金名	災害復旧対策資金（一般枠）
(2) 融資対象者	令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に起因して、下記のいずれかに該当する中小企業者等 <u>(イ) 施設・設備等の損壊が発生していること</u> ※市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要。ただし、市町村長が発行する罹災証明書をもって代えることができる。 <u>(ロ) 取引先の被災等で、最近1か月の売上高が前年同月の売上高に比して10%以上減少していること</u> ※県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要。
(3) 融資限度額	一災害 5,000万円
(4) 融資利率	年 1.60%以内 (災害関係保証適用の場合は、年1.55%以内)
(5) 資金使途・償還期間	運転資金、設備資金 10年以内（据置2年以内）
(6) 信用保証料	年 0.45～1.00% (災害関係保証適用の場合は、年0.70%)

2 取扱期間

令和7年8月1日（金）から令和7年10月31日（金）信用保証協会申込分まで

3 融資の申込先

宮城県制度融資取扱金融機関

（県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫へ直接申し込み）